

令和5年度 第5回 福島市地域公共交通活性化協議会

日時：令和6年2月21日（水）午前9時30分～

会場：福島市役所7階 議会会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）報 告

①令和5年度事業の経過報告

- ・福島市地域公共交通利便増進実施計画策定について・・・・・・資料1
- ・パークアンドライド事業について・・・・・・・・・・・・・・資料2

②地域で支える交通（小さな交通）について（経過）・・・・・・資料3

③メロディーバス（EV）の製作について・・・・・・・・・・・・・・資料4

（2）協 議

①自治体バスの経路変更、電子決済導入に係る運賃改定について・・資料5

②バリアフリー基本構想検討分科会の分離独立及び

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について・・・・・・資料6

③令和6年度公共交通等事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・資料7

- ・福島市地域公共交通利便増進実施計画の策定
- ・パークアンドライド事業

④令和6年度予算（案）について・・・・・・・・・・・・・・資料8

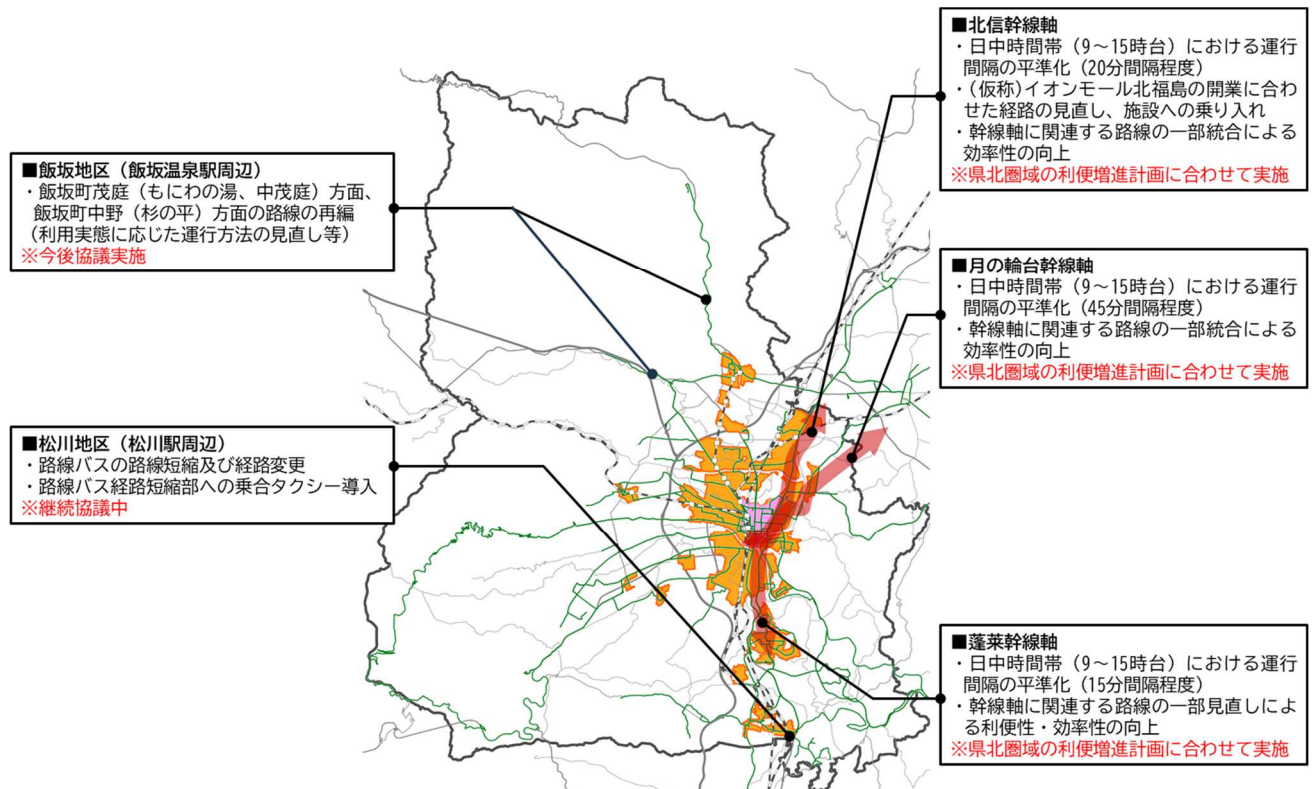
（3）その他

3 閉 会

福島市地域公共交通利便増進実施計画策定について

本年度の利便増進実施計画の策定業務により、利便増進事業の方向性を決めることができましたが、現時点では未確定な部分もあることから、引き続き関係者間で協議等を行いながら具体的な計画を作り、利便増進実施計画としてまとめます。

【概要】



◆北信幹線軸、月の輪台幹線軸、蓬萊幹線軸について

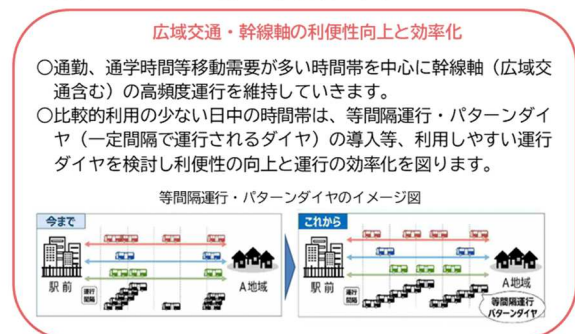
福島県が令和5年度に策定する「福島県地域公共交通計画」に基づき、県北圏域の広域バス路線の旅客運送サービスの持続的提供を図るため、令和6年度に福島県が「県北圏域地域公共交通利便増進実施計画」を作成する予定となっています。

県計画の対象となる広域バス路線は、大部分が福島駅を起点として周辺市町村を結ぶ幹線となる路線ですが、その路線と重複して市域内を運行している路線バスが多数あるため、県計画に合わせたダイヤ調整や再編等が必要となります。

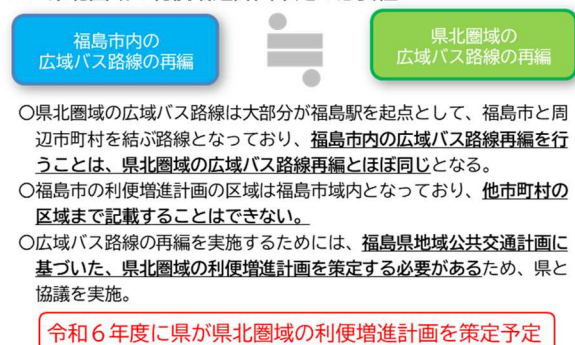
それらを確実に実施するために、本年度策定中の「福島市地域公共交通利便増進実施計画」に県計画と整合のとれた市域路線の計画を追記します。

◆県利便増進計画と本市利便増進計画の関係性について

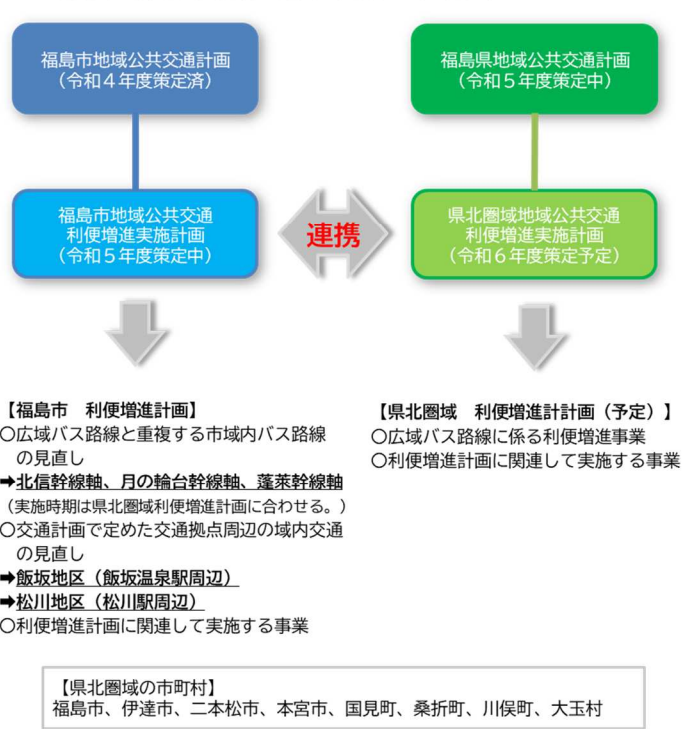
1. 福島市の広域バス路線の利便増進事業



2. 県北圏域の利便増進計画策定の必要性



3. 県計画と福島市利便増進計画の関係性と記載事項



◆松川地区の再編について

松川地区の再編では、医大・水原線の運行経路短縮・経路変更、乗合タクシーの導入を検討していますが、令和7年4月に（仮称）松陵地区義務教育学校が開校することから、スクールバス等の通学方法について教育委員会が地元関係者と協議しています。その結果により、利用人数の増減や地元からの要望等も想定されるため、協議結果を踏まえた具体的な計画を作成し、計画に追記します。

◆飯坂地区の再編について

飯坂温泉駅に発着する路線バス（湯野・飯坂小経由杉の平線、飯坂・中茂庭線）について、利用者が減少していることから乗合タクシー等への転換など、引き続き検討します。

◆計画の策定スケジュール（予定）

- ・業務委託の契約 : R 6. 6
- ・関係者協議等 : R 6. 6～10
- ・計画（案）の取りまとめ : R 6. 11～12
- ・国認定審査等 : R 6. 12～R 7. 2

「パークアンドライド事業」について

【実施概要】

1. 実施期間 令和5年3月25日～12月3日まで ※土日祝日のみ
2. 実施場所 福島市役所本庁舎 北側駐車場
3. 利用時間 午前8時30分から午後6時まで ※受付終了：午後2時30分
4. 駐車台数 40台程度
5. 利用料金 100円／人（大人：12歳以上）
50円／人（子供：6歳から12歳未満）
6. 利用者特典 市内循環ももりんバス（1コース・2コース）が利用できる
1日フリー乗車券
7. R5 利用促進事業（7/22～）
まちなか店舗とのコラボレーション。1日フリー乗車券を、提携
店舗（8店舗）に提示すると特典が受けられる。
※広告：リビング福島へ3回掲載（7/21・9/15・11/17）

【令和5年度実施状況】

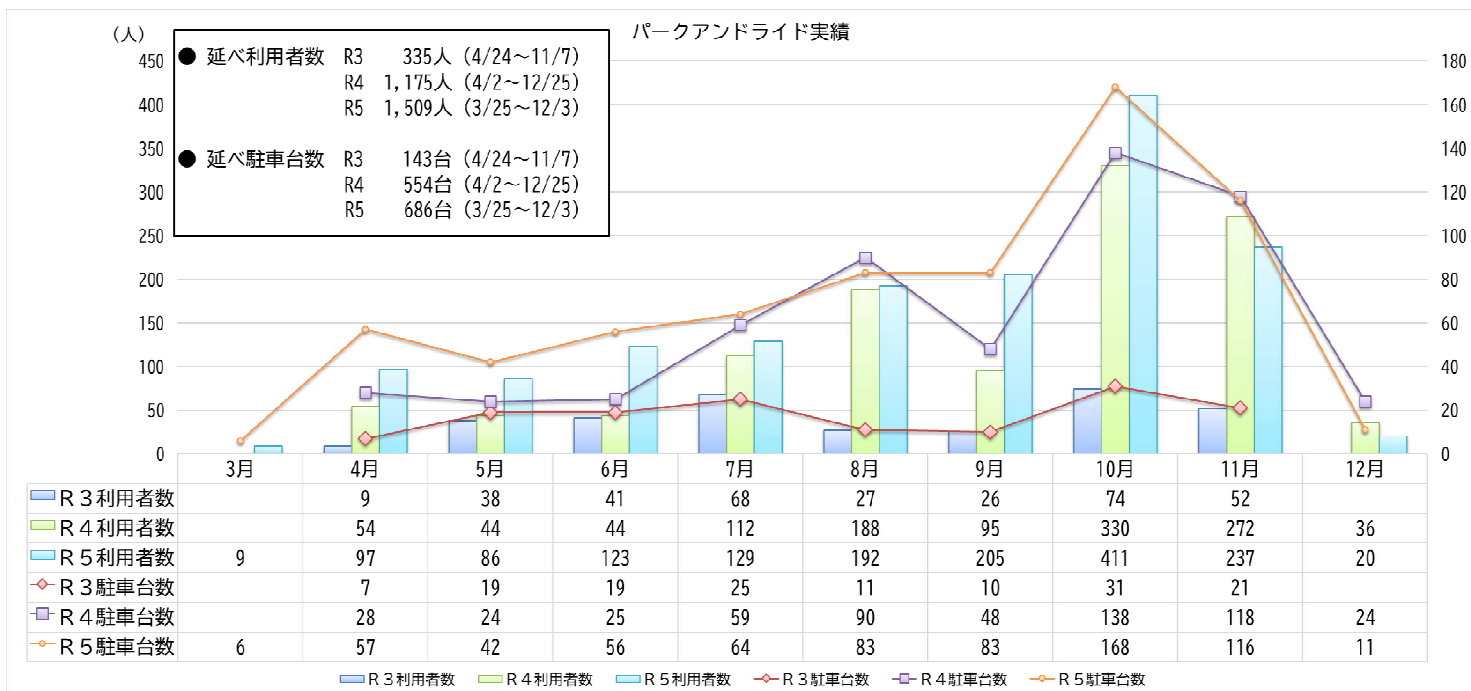
- ・延べ利用者数 : 1,509人（大人968人、子供541人）。前年度比で約1.3倍。
 - ・平均利用者数／日：18人（8組）／日
 - ・最多利用人数／日：147人（52組）／日。10月28日（街なかテーマパーク）
うち約半数（71人）が子供と、多くの家族連れが来訪。
- ※まちなか店舗とのコラボキャンペーン利用者数（アンケート回答数より抽出）
：30人（アンケート回答者数143人中）

【令和6年度実施概要（案）】

中心市街地の賑わいを創出するため、令和6年度も引き続きパーク＆ライド事業を実施いたします。

1. 実施期間 令和6年3月23日（土）～12月1日（日）
2. 実施内容 ①実施場所・利用時間・利用料金等は令和5年度同様
②まちなか店舗とのコラボレーション企画
・利用者が多い親子連れをターゲットに、飲食店を中心とした
店舗とコラボ。利用促進にむけた事業を展開。
3. 広報 SNS（Facebook/Instagram）広告の活用
・ターゲットとなる年齢層に届けることができ、閲覧数の把握も可能。より利用につながる広報を実施。

【パーク＆ライド利用実績】



【参考資料：まちなか店舗×パーク＆ライドコラボ】

パークアンドライド まちなか店舗×パーク＆ライド

お得なちょい乗り・ちょい旅をしてみませんか？
1日フリー乗車券の提示で、まちなか8店舗で「お得なサービス」が受けられます！

キャンペーン期間 2023年7/22(土)~2023年12/3(日)までの**土日祝日**

市内循環もりんバスが1日乗り放題！

参加店舗:

- 1 ドロップス
- 2 たすパン
- 3 CANDY-DO 大町店
- 4 Ratta
- 5 麻婆豆腐 担担麺専門店 石林 エスバル福島店
- 6 花と教室 野ばら
- 7 結 (ゆわえ)
- 8 珈琲舎 雅 / ROCCIA

パークアンドライド (8:30~18:00 受付終了 14:30)

中心市街地へは市内循環もりんバスをご利用ください。

パークアンドライド 利用料金 大人 100円/人 子ども 50円/人 (12歳未満)

※1歳~6歳未満の子どもは、大人1人につき2名までは無料 ※1歳未満(0歳)の子どもは無料

市内循環もりんバス(1コース・2コース)が利用できる**1日フリー乗車券**をお渡しします！
この乗車券を①~⑧のお店に提示すると、特典が受けられます！

※特典が受けられる各店舗は地図と裏面の参加店舗を参照してください
※特典の交付は利用当日のみ有効です

ハッシュタグ キャンペーン 実施中
#パークアンドライド #まちなか店舗×パーク＆ライド
8:30~14:30

「写真」と「パークアンドライド」投稿で「もりんのぬり絵」をプレゼント！
パーク＆ライド駐車場受付で投稿画面を提示！

パークアンドライド 公共交通機関などを利用して、市街地駐車場と街なかを往來できるようにし、街なかの回遊性の向上と滞在時間の増加を図ります。

パークアンドライド 駐車場 福島市役所市庁舎駐車場

市内循環もりんバス 一乗車券で往復！

利用特典① 駐車場受付で市内循環もりんバス(1コース・2コース)が利用できる1日フリー乗車券をお渡しします！

利用特典② 1日フリー乗車券を①~⑧のお店に提示すると特典が受けられます！詳しくは※特典の利用は乗車当日のみ有効です。

お問い合わせ：福島市役所 交通政策課 Tel. 024-535-1111(代)

※特典が受けられる各店舗は地図と裏面の参加店舗を参照してください

地域で支える交通（小さな交通）について（経過）

1. 地域で支える交通（小さな交通）支援事業 ※令和5年度より制度開始

＜交通計画目標②－施策 2-1 関連事業＞

- (1) 目的・・・公共交通不便地域等で移動困難者の日常生活の移動手段を確保するため、地域特性・移動需要等に応じて地域主体で計画する運行について、市が伴走型で支援し、市民共創により持続可能な地域内交通構築をめざす
- (2) 内容・・・運行事業経費（運送費、保険料、事務費等）の一部補助 など

2. 各地区の取組状況 ※当支援事業に係る事案

- (1) 立子山地区（1区）・・・「ボランティア輸送」（実施中）

・令和5年9月1日 「ボランティア輸送」の実証運行を開始

【参考：実証運行結果】

（ ボランティア運転手2人、利用会員登録者13人
運行実績（3ヶ月）・・・運行回数13回，実利用人数4人 ）

・令和6年2月1日 本格運行を開始

- (2) 庭坂地区（富山町会・清水町会）・・・「ボランティア輸送」（予定）

・令和6年1月 公共交通事業者と協議

・令和6年1月29日 「庭坂地区小さな交通を考える会（運営組織）」を設立

・令和6年4月1日 「ボランティア輸送」の実証運行開始（予定）に向け準備中

※実証運行（案）の詳細は次頁参照

- (3) 大波地区・・・「(仮称) 乗用タクシー活用型区域限定運行」（検討中）

・令和6年2月14日 大波地区町会長会議で「乗用タクシー」を活用した区域限定の運行事業実施に向け準備することを決定

※今後、運営組織立上げ、関係機関との調整等を行い、実証運行に向け準備予定

【参考】

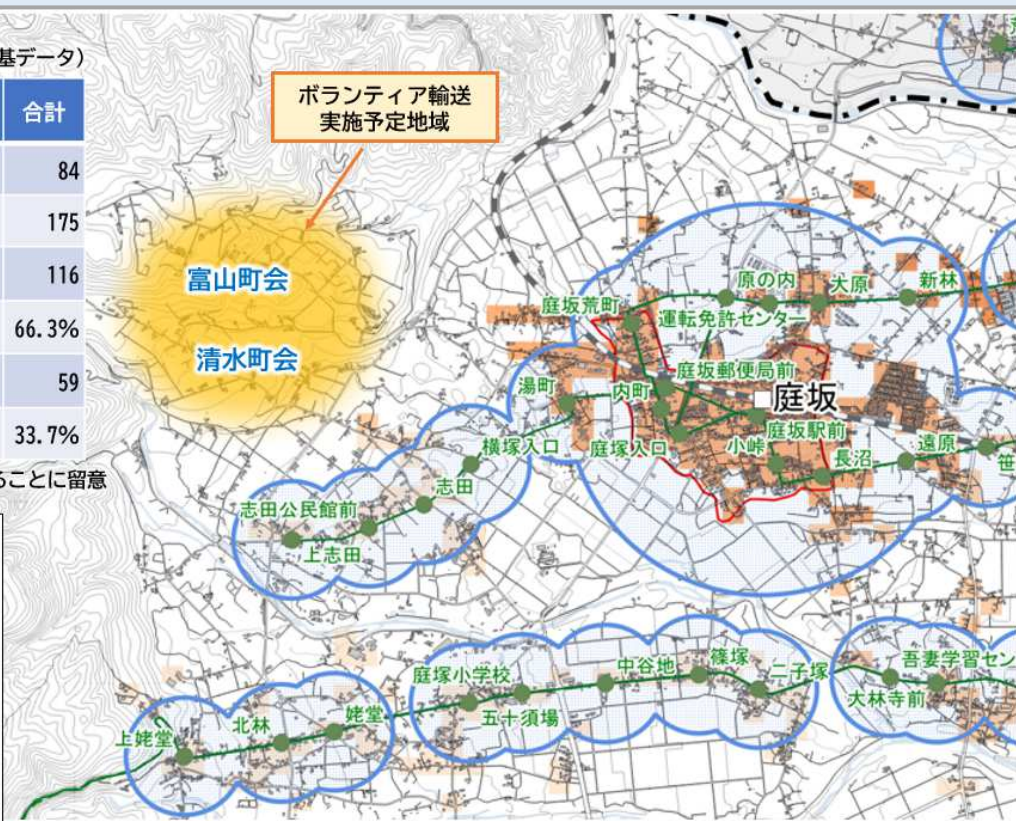
【庭坂地区富山町会・清水町会：実証運行（案）】

（１）運行地区の概要

表 人口と高齢化率（R5.7末住基データ）

地区	富山町会	清水町会	合計
世帯数	44	40	84
人口(人)	88	87	175
65歳以上人口(人)	60	56	116
高齢化率	68.2%	64.4%	66.3%
75歳以上人口(人)	31	28	59
後高齢化率	35.2%	32.2%	33.7%

※字単位での集計のため誤差があることに留意



（２）実証運行の概要

- ①実施団体：庭坂地区小さな交通を考える会
- ②実証期間：6カ月（予定）
- ③運行形態：ボランティア輸送（互助による輸送） ※道路運送法の許可・登録を要しない輸送
- ④運行範囲：概ね片道10km圏内
（参考）南東北福島病院、西部病院、いちい庭坂店 等
- ⑤利用対象：富山町会・清水町会の移動が困難な高齢者（65歳以上）及び障害をお持ちの方で、利用会員登録をした方
- ⑥利用方法：事前申込制、利用は一人当たり週2日まで
利用時間は概ね8：00～15：00
- ⑦運賃：無料
※ただし、一運行当たり協力金としてガソリン代等実費相当分500円を利用者全員で負担
- ⑧登録者：ボランティア運転手6人程度、利用会員登録者11人程度

（３）今後の予定

- ・R6.4.1～ 実証運行開始（予定）
※実証運行結果を検証し、本格運行の有無を判断

メロディーバス（E V）の製作について（経過）

【事業概要】

・ 関連計画

交通計画目標⑤—施策 5-2 公共交通が移動手段として選ばれる仕組みづくり

交通計画目標⑦—施策 7-2 ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の軽減

福島市 × 福島交通 

メロディーバス 2 台目

令和 6 年春登場！！

現在の赤いメロディーバスに青いメロディーバス（E V）が加わります！

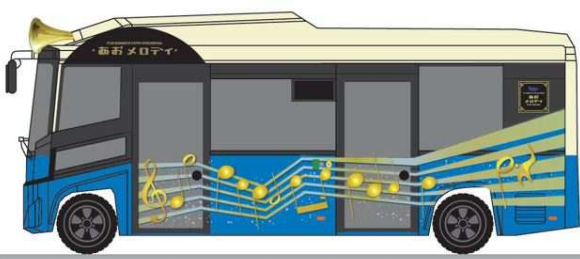
現在運行している
古閑裕而メロディーバス



+

あおメロディーバス（外装イメージ）





福島市 × 福島交通 

“たのしいおでかけ” のシンボルへ

コンセプト 「環境にやさしく、乗って楽しいバス」

 **Point 1** EVで環境に配慮
～イメージカラーは“環境”の「青」と“電気”の「黄」～

 **Point 2** バス自体を仕掛け
～バス自体を仕掛け化して地域振興等にも貢献～

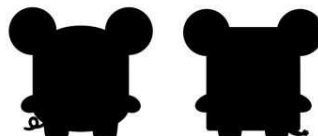
Step1 「乗ってみたい！」

↓

Step2 「乗ってたのしい！」

↓

Step3 「また乗りたい！」



赤・青のイメージキャラクターも作成中！
乞うご期待！

自治体バスの経路変更及び電子決済導入に係る 運賃の改正について

自治体バスとは？

- ◆福島市と川俣町が共同運行する、松川駅と川俣高校前を結ぶ路線バス
- ◆既存路線バスが廃止となったため、代替として平成17年4月より運行開始
- ◆松川駅～川俣高校前、松川駅～明治～川俣高校前、飯野町～川俣高校前の3系統運行
- ◆松川駅→川俣高校前：平日8便、土日祝日4便
- ◆川俣高校前→松川駅：平日7便、土日祝日5便
- ◆年間の利用者は、のべ11,188人（令和4年度実績）



自治体バスがますます便利に！

1. **新型車両の導入**
 - ・日野自動車「ポンチョ」を2台導入
2. **福島交通NORUCA（ICカード）の導入**
 - ・ももりんシルバーパスポートが利用可能
 - ・電子決済（クレジットカード、QRコード等）が利用可能（福島交通に合わせて実施予定）
3. **福島交通バスロケーションシステムの導入**
 - ・運行中のバスの現在位置が分かる
 - ・Google Map等でも経路検索等が可能
4. **運行経路の変更**
 - ・済生会川俣病院への乗入れによる利便性向上
5. **運賃の改定**
 - ・NORUCA導入により、福島交通の運賃体系との整合を図る（例）初乗り運賃 140円→170円
 - ・定期券の割引率アップ
6. **ダイヤの改正**
 - ・運行経路の変更によるダイヤ改正
7. **定期券販売場所の変更**

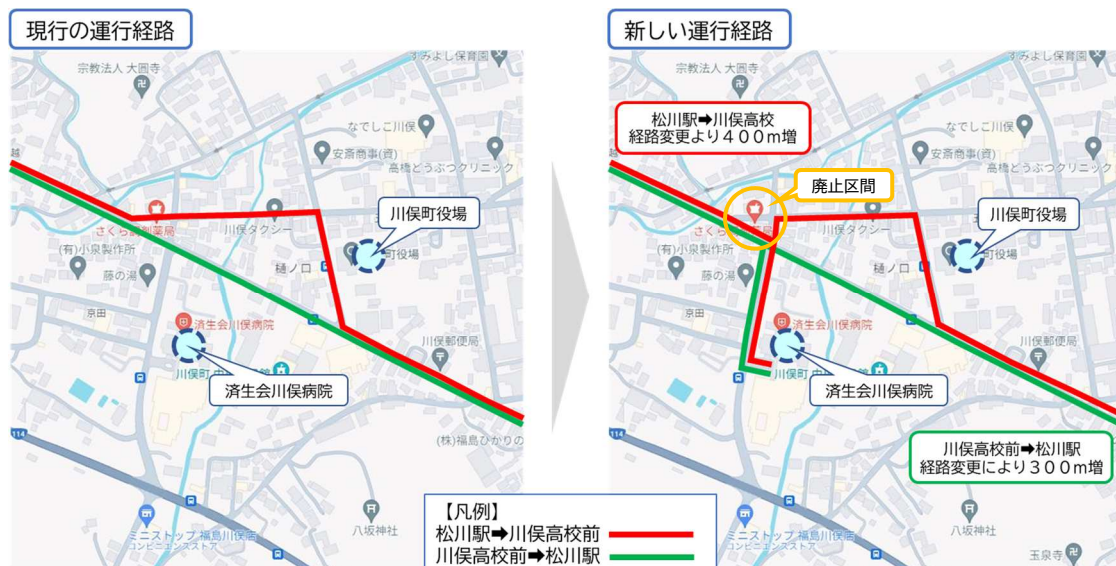
令和6年4月1日実施予定

1. 運行経路の変更について

道路運送法第15条第2項に基づき、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣への届出が必要となりますが、道路運送法施行規則第15条第4項より地域公共交通会議または活性化再生法第6条に規定する協議会における協議が調った場合は、申請期限を短縮できることから、経路変更についてご審議いただくものです。

運行経路変更の概要

- ◆ 済生会川俣病院前に停留所を新設し、病院前にバスが発着するよう運行経路を変更します。
- ◆ これまで最寄り停留所だった、「川俣町役場前」から病院まで歩く必要がなくなるため、通院する方の利便性が向上します。



(廃止区間)

起点：福島県伊達郡川俣町鶴沢川端29先
終点：福島県伊達郡川俣町鶴沢川端21-1先
距離：50m（川俣町道）

2. 運賃改正について

自治体バスは旧道路運送法第21条に基づき市町村の要請で貸切事業者が行う乗合事業（みなし4条許可）ため、運賃改正にあたっては道路運送法第9条第4項の規定に基づき、運賃協議会による協議が必要となります。

本市では、道路運送法第9条第4項の規定に基づく運賃協議会として、「福島市地域公共交通活性化協議会 協議運賃分科会」を設置しておりますので、分科会を開催し自治体バスの運賃改定について協議を実施しました。

【報告】協議運賃分科会での協議結果について

◆道路運送法第9条第5項に基づき、地元への説明会を実施。

松川地区 2月 9日（金）15：30～（松川支所会議室）

飯野地区 2月13日（火）10：00～（飯野支所会議室）

◆道路運送法第9条第5項に基づき、関係事業者への意見照会を実施。

福島交通福島支社

JRバス東北福島支店

◆道路運送法第9条第4項に基づき、「協議運賃分科会」を開催し、承認。

1. 日 時 令和6年2月19日（月） 16：00～

2. 場 所 福島市役所本庁舎9階 ミーティングスペース

3. 委 員 福島市都市政策部交通政策課 課長 穴戸 郁夫

有限会社カネハチタクシー 代表取締役 関口 富美男

東北運輸局福島運輸支局 首席運輸企画専門官 佐々木 由隆

福島市町内会連合会 副会長 佐藤 守

【参考】運賃改正の概要

◆NORUCAの導入により、福島交通の運賃体系と整合を図るため、運賃の改正を行います。

・初乗り運賃の値上げ（改正前）140円 ➡（改正後）170円（30円増）

・福島交通の路線バスが停車するバス停を中心に、全体的に10円～150円の値上げ（全体の約9割の区間は10円～30円の値上げ）

◆定期券の割引率が上がります。

通勤定期券 （改正前）3割引 ➡ （改正後）4割引

通学定期券 （改正前）4割引 ➡ （改正後）5割引

【例】松川駅～飯野町

○通常運賃（大人1人）

（改正前） 400円 ➡ （改正後） 430円（30円増）

○定期券1ヶ月

（通勤）16,800円 ➡ 15,480円（1,320円減）

（通学）14,400円 ➡ 12,900円（1,500円減）

【例】松川駅～川俣高校前

○通常運賃（大人1人）

（改正前） 750円 ➡ （改正後） 780円（30円増）

○定期券1ヶ月

（通勤）31,500円 ➡ 27,540円（3,960円減）

（通学）27,000円 ➡ 21,240円（5,760円減）

バリアフリー基本構想検討分科会の分離独立について

1. 趣旨

バリアフリー基本構想検討分科会は福島市地域公共交通活性化協議会の分科会に位置付けられており、これまで分科会でバリアフリー基本構想等の協議を行ってきたところです。

今後、基本構想に位置付けた特定事業等の進行管理や基本構想の協議などバリアフリーに関する専門的な検討を行っていくため、分科会を「福島市バリアフリー推進協議会」として分離独立させ組織を改編するものです。

2. 経過

令和5年8月22日、バリアフリー基本構想検討分科会において報告し了承を得る。

3. 構成員

現在の分科会委員構成を継続 ※別紙委員名簿参照

4. 【参考】現在策定中の福島市公共サインガイドラインの内容 ※別紙参照

5. 今後予定される協議・検討事項（案）

- ・バリアフリーマスタープラン及び基本構想の策定並びに変更について
- ・バリアフリー基本構想特定事業の実施及び進行管理について
- ・バリアフリーの推進に係る新たな施策や措置等について

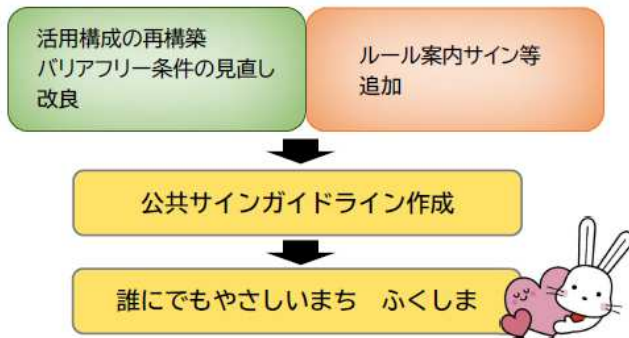
福島市バリアフリー推進協議会 名簿（案）

	団体・機関名	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	高崎経済大学 地域政策学部	准教授	長野 博一	学識経験者	
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科	教授	遠藤 寿海	学識経験者	
3	東日本旅客鉄道 株式会社	東北本部 郡山統括センター 福島支店 副長	蓮沼 哲也	公共交通事業者	
4	阿武隈急行 株式会社	代表取締役専務	新関 勝造	公共交通事業者	
5	福島交通 株式会社	福島支社長	久保 彰	公共交通事業者	
6	ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会）	会長	鈴木 泰雄	市民の代表	
7	ふくしま市女性団体連絡協議会	会長	小澤 和枝	市民の代表	
8	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	会長	紺野 喜代志	市民の代表	
9	福島市手をつなぐ親の会	理事	荒木 幸子	障がい者関連団体	
10	福島市視覚障がい者福祉協会	会長	武藤 永治	障がい者関連団体	
11	福島市聴覚障害者協会	会長	西山 秀幸	障がい者関連団体	
12	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	増子 恵美	障がい者関連団体	
13	一般社団法人 福島市観光コンベンション協会	バリアフリースター センター長	佐藤 由香利	障がい者関連団体	
14	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	伊藤 英和	道路管理者	
15	福島県東北建設事務所	管理課長	高橋 聡	道路管理者	
16	福島県福島警察署	交通第一課長	村越 健一	都道府県警察	
17	福島県福島北警察署	交通課長	鈴木 純人	都道府県警察	
18	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	佐々木 由隆	関係行政機関	
19	福島市立ふくしま支援学校	教頭	野村 茂彦	関係行政機関	
20	福島市健康福祉部	部長	村田 泰一	福島市	
21	福島市都市政策部	部長	森 雅彦	福島市	

福島市公共サインガイドラインの内容

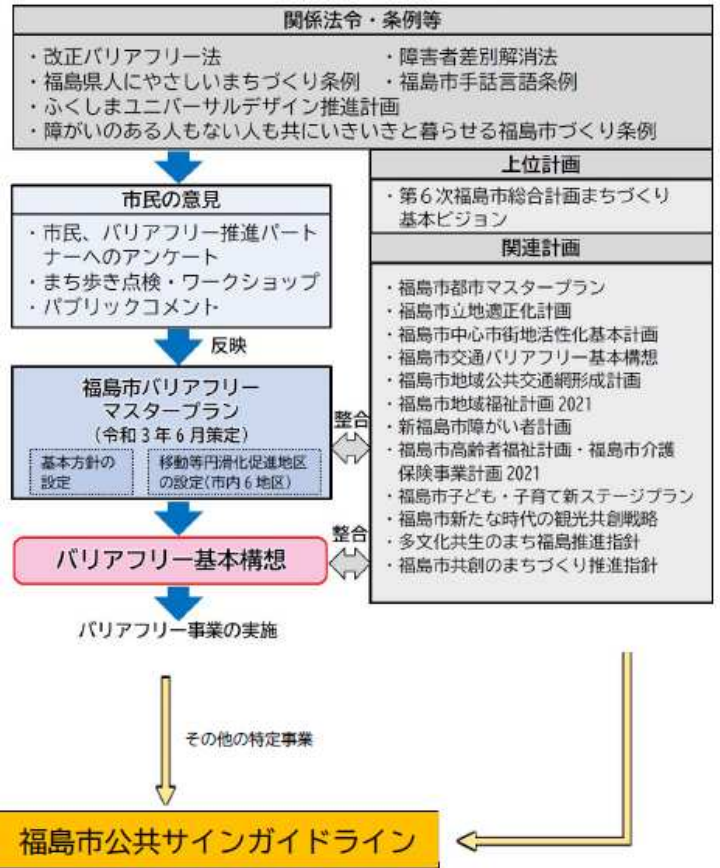
■ 目的と背景

本市では、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指して、福島市バリアフリー基本構想（計画期間 令和5～9年度）を策定しています。基本構想を策定するにあたって行われたまち歩き点検において、統一されたサインデザインが不十分であることなど課題が確認されました。設置環境の観点から、再度バリアフリーの観点から見直す必要があると考えられました。これらの課題に対応するため、特定事業およびその他の事業として、分かりやすいサインのガイドライン作成を位置づけています。本市では歩行者案内整備ガイドライン（平成10年策定）が定められていますが、十分に活用されていない状況も課題として挙げられます（資料編P●）。当時のマニュアルには、ルール看板に関する規定が定められていないことから、ルールサインに関する規定を設ける必要があります。こうした背景から、福島市公共サインガイドラインを作成し、サインのデザイン統一や視認性を向上することによって、円滑な移動を促進し、誰にでもやさしいまちふくしまの実現を図ります。



本ガイドラインは、福島市で設置されている公共サインの基本的な考え方や表記の基本ルール、デザインなどについて取りまとめたものであり、公共サインの新規設置や改修、増設の際に適用するものとします。

■ ガイドラインの位置づけ



福島市公共サインガイドラインの内容

■ 公共サインとは

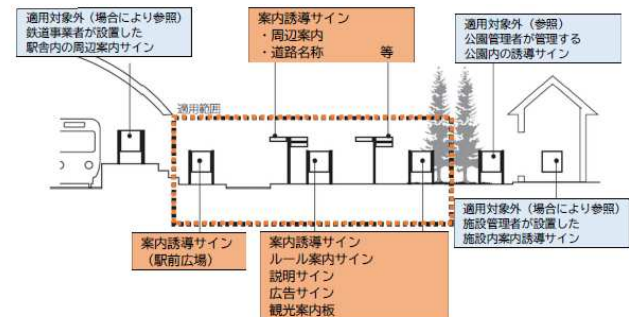
不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が公共空間に設置するものを指します。

※国、都道府県、市区町村、公共交通事業者、公共施設管理者等

◆ 公共サインの種類

案内誘導サイン	・地図等を用いて当該地区周辺の事物の所在を示すもの ・矢印等で方向を示し、目的地の場所へ誘導するもの	
ルール案内サイン	・その地区や周辺のルールについて示すもの	
説明サイン	・観光施設や文化財に関する説明を示すもの	
広告サイン（掲示板）	・その地区や地域のイベント情報等を示すためのもの	
観光案内板	・観光案内に関する情報等を示すもの	
×適用対象外	・道路標識令に基づいて設置されているもの ・その他法令等に基づいて設置されているもの	

■ 適用範囲



対象となるサインと設置基準への適用範囲は下記の通り分類します。

施設の管理者	案内誘導サイン	ルール案内サイン	説明サイン	広告サイン	観光案内板
公共施設					
施設敷地内	◎	◎	◎	◎	◎
公園等（特殊な事情がある場合を除く）	○	○	○	○	○
道路・交通機関					
鉄道駅舎内	△	△	-	△	-
バス・タクシー	○	○	-	-	-
民間施設（公共的施設）※					
施設内・外	○	○	○	○	○
民間施設（一般施設）					
施設内・外	△	△	△	△	△

※公共的施設：民間施設であっても利用者が不特定多数に及ぶ施設

◎：対象（本ガイドラインをすべて適用）

○：参照（本ガイドラインを参照し、表記ルールなど適応可能箇所は対応）

△：場合により参照（他基準等との整合により対応）

■ 整備テーマ

だれにでもやさしいまち ふくしまの実現に向けて公共サインを整備するにあたって、街に必要なサインとはなにか、デジタル社会での公共サインのあり方について検討し、次の3つをテーマとして整備していきます。

#暮らしやすいまちのサイン

1. 日常をサポートする

必要な情報が直感的わかる、ルールに関する情報など、市民が暮らしやすい情報

#情報発信と情報“発見”

2. まちの魅力を伝える

ふくしまを訪れた人に対して情報を発信する役割であり、地域住民に発見となる情報

#まちの安心サイン

3. 非常時を支える

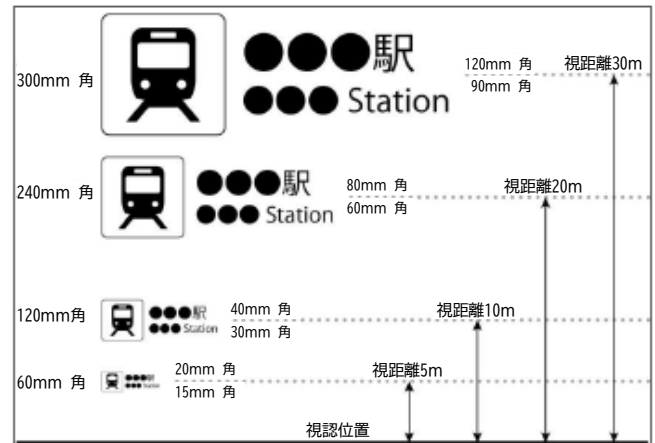
防災情報やバリアフリー情報、現在地が分かる情報など、非常時に安心材料となる情報

■ 基準例（文字のフォント）

	文字書体の例 [和文] UD 新ゴ M [英文] Clarimo UD PE
--	---

■ 基準例（文字の大きさ）

○文字の大きさは、サインの種類と設置位置によって、視距離に応じた大きさを選択する。



参考：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（2018年 国土交通省）

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について

1. 趣旨

バリアフリー基本構想検討分科会を分離独立するため、当該部分の要綱を改正する。

また、現行の自家用有償旅客運送制度との整合を図るため、当該部分の要綱を改正する。

2. 改正概要

本要綱第1条（目的）、第3条（所掌事務）、第4条（組織）のバリアフリー基本構想検討分科会に関する規定を削除する。

また、本要綱第3条（所掌事務）の有償運送に関する規定を一部改定する。

3. 添付資料

資料6-2・・・「福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表」

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議を行うため設置する。 (事務所) 第2条 (略) (所掌事務) 第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること	(目的) 第1条 福島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議を行い、あわせて、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という。）の策定並びに実施に関する協議</u>を行うため設置する。 (事務所) 第2条 (略) (所掌事務) 第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること

(2) <u>自家用有償旅客</u>運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する こと (3) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並び に変更の協議に関すること (4) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の実施に係 る協議並びに連絡調整に関すること (5) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけ られた事業の実施に関すること (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること (7) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと (組織) 第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱 する。 (1) 福島市長又はその指名する者 (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者 (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者 (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団 体が指名する者 (7) 市民又は利用者の代表 (8) 道路管理者又はその指名する者 (9) 福島県福島警察署長又はその指名する者 (10) 福島県福島北警察署長又はその指名する者	(2) <u>市が運営する</u>有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関す ること (3) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並び に変更の協議に関すること (4) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の実施に係 る協議並びに連絡調整に関すること (5) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけ られた事業の実施に関すること (6) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること <u>(7) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定並 びに変更の協議に関すること</u> <u>(8) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の実施に 係る協議並びに連絡調整に関すること</u> (9) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと (組織) 第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱 する。 (1) 福島市長又はその指名する者 (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者 (4) 一般乗用（貸切）旅客自動車運送事業者が指名する者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者 (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団 体が指名する者 (7) 市民又は利用者の代表 <u>(8) 障がい者団体等の代表又はその指名する者</u> (9) 道路管理者又はその指名する者 (10) 福島県福島警察署長又はその指名する者
--	--

(11) 国土交通省東北運輸局長が指名する者 (12) 福島県の関係行政機関の職員 (13) 学識経験者 (14) 福島市長が必要と認める者 第5条から第16条 (略) 附 則 1 この要綱は、令和5年2月21日から施行する。 附 則 <u>1 この要綱は、令和6年2月●日から施行する。</u> 別表（第4条関係） (略)	(11) 福島県福島北警察署長又はその指名する者 (12) 国土交通省東北運輸局長が指名する者 (13) 福島県の関係行政機関の職員 (14) 学識経験者 (15) 福島市長が必要と認める者 第5条から第16条 (略) 附 則 1 この要綱は、令和5年2月21日から施行する。 附 則 別表（第4条関係） (略)
--	---

福島市地域公共交通活性化協議会 令和6年度公共交通等事業計画（案）について

【協議会事業】

○地域公共交通利便増進実施計画の策定（事業費 1,500 千円）

令和5年度の事業として福島市地域公共交通利便増進実施計画の策定を進めて参りましたが、県が来年度に県北圏域の広域バス路線の再編に関する利便増進計画を策定するため、引き続き関係者間で協議を行いながら、県計画と連携した具体的な計画を作り、利便増進実施計画としてまとめます。

○パークアンドライド事業（事業費 4,000 千円）

令和5年度に引き続き、市役所本庁舎付近にパークアンドライド駐車場を確保し、そこから路線バスやシェアサイクルなど、車に頼らない移動手段によって街なかへ往来できるようにすることで、中心市街地における滞在時間の増加や回遊性向上による賑わいの創出に取り組みます。

また、まちなか店舗とのコラボレーション企画についても、特に利用の多かった飲食店を中心に実施します。

【その他事業（市事業）】

○地域で支える交通（小さな交通）支援事業

地理的に公共交通が不便な地域等において、地域住民が自ら計画・運行する「小さな交通」に対し、アドバイザー派遣や運行に対する支援（補助等）を行います。

福島市地域公共交通活性化協議会 令和6年度予算（案）

資料 8

下記のとおり提案いたします。

令和6年度	歳入予算額	5,654,000	円
令和6年度	歳出予算額	5,654,000	円
	差引	0	円

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	内 容 (単位:円)
1	負担金補助及び交付金		5,653	
	1	負担金	5,653	
		1 負担金	5,653	・福島市地域公共交通活性化協議会負担金 5,653,000
3	諸収入		1	
	1	雑入	1	
		1 雑入	1	・預金利子等 1,000
合 計			5,654	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	内 容 (単位:円)
1	運営費		153	
	2	旅費	53	
		1 普通旅費	53	52,940
				・計画関係協議：東京都（国交省）
				22,920 (課長級以上) × 1 人 × 1 回 22,920
				22,420 (その他) × 1 人 × 1 回 22,420
				・計画関係協議：他自治体
				1,300 (課長級以上) × 1 人 × 2 回 2,600
				1,250 (その他) × 2 人 × 2 回 5,000
	3	需用費	76	
		1 消耗品費	61	・事務用品等購入 61,000
		2 印刷製本費	15	・資料印刷 15,000
	4	役務費	24	
		1 手数料	24	・振込手数料 24,000
2	事業費		5,501	
	1	委託料	5,500	
		1 委託料	5,500	5,500,000
				・パークアンドライド事業費 4,000,000
				・地域公共交通利便増実施計画等策定業務委託 1,500,000
	2	負担金補助及び交付金	1	
		1 負担金	1	・福島市への返納金 1,000
合 計			5,654	

《参考》 市費（福島市地域公共交通活性化協議会関連予算分）

節	細節	金額(千円)	内 容 (単位:円)
07	報償費	216	
	02 その他報償	216	216,000
			・協議会委員報償
			8,000 × 5 人 × 3 回 120,000
			・分科会委員報償
			8,000 × 2 人 × 6 回 96,000
合計		216	